

法の性格

——マルクス学説と法社会学説との対照——

伊藤道学

- はしがき
一 序説
- 二 觀念論的法思想概観
- 三 マルクス法学説の検討
- 四 法社会学的な観点

あとがき

はしがき 本稿の構想は、偏り、パリー大学名誉教授、アンリ・レヴィー・ブルール著、「法社会学」 H. Lévy

Bruhl, *Sociologie du Droit*, P.U.F. 1967. «Que sais-je?» N° 951. によつてくる。こゝでは、紙数の条件から、法社会学
の「法の概念と性格」とを、特にマルクス学説との対照で検討し、その他は別の機会をえたいと思う。

法の性格（伊藤）

一序 説

第一の仕事は、法を定義づけることにあるが、われわれは、まず、この語の示めす多様な意味から選択せねばならぬ。語源学は、こゝでは大した助けとならないだろう。フランス語の《droit》[right(E), Recht(G)diritto (I), etc.]は、幾何学的図形と関連し、はじめに道徳的、次に法律的な意味にとられた。すなはち、法は、「直線」であつて、曲線や斜線と対立し、人間関係における「公正、率直、誠実」などの観念と縁組した。しかしそうわかる」とは、かゝる概念が、われわれに極めて大よそのものしか与えないのでそれよりもむしろ法について行われる用法を検討する方がより価値がある。

(一) **主觀法と客觀法** たとえ表面的にしろ、一見の観察でたしかめることは、法ということばが、通常、全く異なる二様の意味にとられ、主觀的、客觀的という形容語で指示しながら区別する習慣があるということだ。

まず、主觀法(権利)とは、本来、個人もしくは集合体にぞくするとみなされているもので、それは、ある活動を行使するために賦与された、もしくは持って生れた「能力」 faculté 例えは、投票権、教育や労働に対する権利などである。例の種々なる「人権宣言」は、この主觀的な意味に解している。われわれは、後述の理由から、とりわけ他の一般的な局面である客觀法(義務)という意味に専念する。人は、そのことを、個人もしくは集合体に適用される規定ないし規定の全体と解し、それは、もし違反すれば、ある制裁 sanction をうくるものとして遵奉されねばならぬも

のである。この極めて広い用語は、本稿が明確にすることを目的として与えられているものだが、ある程度、前の者(主觀法=権利)と対立している。何となれば、先述する」とく、主觀法は、能力や自由であるのに反し、客觀法は、本質的には「義務」 obligation であり制裁を伴うからだ。然らば、どうして、法という同じ」とばが、かくも違った二概念を含むのか、また、こんなに矛盾したことを言えるかゞ問題である。

惟うに、主觀法は、たとえそれが個人のある征服として出現し、従つて同時に、拘束の觀念など思いもよらぬようにはみえるにしても、「実は、その主觀法(権利)が宣言するところの能力や種々なる自由権の運用を確保するために用意された制裁規定の全体をも構成する」ということだ。もちろん、それらが同一様式で適用されないとはい、義務の觀念が、客觀法と同じく、依然として主觀法の基礎にあることはたしかだ。われわれが、原則として客觀法にのみ専心するわけはそこにある。つまり、権利といつても、それを保障するすべがなければ無意味である。

(二) **私法の公法化、収縮化** 法・政間の密接な関係により、諸法規が適用される国家によつて、人は、私法、公法、英米法ないしローマ法、アテネ法等を語る。しかし、若し、その規定事項にむすびつけるなら、一般に採用される区分は極めて多數となる。その最も重要な一つは公私法のそれだ。

しかし、この区分は、外見的には単純のように見える。たとえば、国家間を規定するもの(国際法、万民法)、もしくは、個人と集合体との関係を規定するもの(憲法、行政法など)が公法。これと反対に、民・商法の場合の」とく、個人的利害にのみかゝりあわされるものが私法の事項など。

といひや、現実はもつと複雑である。つまり、多数の諸状況内に、同時に、一般的と個人的な利害とが同時に含みられる。例えば、最初、被害者を傷つける軽犯罪を考えれば十分だ。それは、単なる個人間の現象ではなく、全体としての集団への侮辱（侵害、攻撃）として感じられ、このでもといぢや、公共的圧力の対象となる。このことば、もつと低度の市民的諸紛争についてもやはり真実である。ある極めて低い文明からすべての近代社会おけるおで、ともかく、諸紛争の規制に責任を持つこれらにある解決をもたらすのは集合体である。そうすると刑法もしくは訴訟法はどうに分類すればよいのか？一般に、教育や実際上の必要に従って、それらを無頼着に、或は公法或は私法に整理されるが、もつとそれ以上に、従来、私法の事項であった民法自体が、現在、私人間の関係の中の集合体（国家）の強い介入により、公法から借用した諸要素で渗透されてゐる。このいふは、特に「契約」について現われ、人は、ずっと前から、資本主義国内でも、「契約の公法化」⁽¹⁾ publication du contrat となるたあまり精練されない名称で呼んだりと留意せしめた。⁽¹⁾ しかし、ソ連のいふる社会主义的構造の国家でも同様でおぬいじなうまでもない。そりでは、私法は極端に縮少おれどもいふはる。

(1) L. Josserand, La publicisation du contrat, in Introduction à l'étude du droit comparé. 1938. t. III. pp. 134 ss. Cité. H. L-B. p. 8.

(1) René David, Le droit soviétique, 1954. cité ibid.

その他多くの分類が提供され用いられたが、一般的には経験的ではなくは教育的価値しかない。（例、人の法、物の法など）。いひや、より重要なことは、法の定義そのもの及びそれがもつてゐる適当な観念などがより基本的な問題である。しかしハビム意見がおぬおぬやあるので、それぞのの細かい色調を無視おれんをえないが、人がその中

で集めうる二大理論を次のよひと叙述しよう。

- 1 觀念論的学説
- 2 マルクス的学説
- 3 法社会論的学説

II 觀念論的法思想概観

觀念論的学説のゆうその共通性は次のようである。法といひゆの——それが合理的であらうと超自然的であらうと重要でない——とにかく、「それは、人間の魂に産みつけられた一つの母象であつて人の通る道や、ふるぐや行為を表わしたもの」であるといいた指導理念といひよつてある。

〔古代の概念〕 (1) キケロ (カヤロおだハヤロハムアムBC. 106—43.) ローマのギリシア哲学の注釈者、代表著述「共和制」*De Republica* で次のよう述べた。「法とは、やぐらの人々にひろがつてゐる永久不変の本性に一致する正しい条理たる眞の法則であつて、人の為すべからむを命ぜると同時に、法が禁止する惡を思ふとおのずれのである。しかし、たゞ善人に対しては、命令や禁止は無駄であつて、その命令や禁止によつて、悪人を変化しないものはない。それは、神聖な制度であつて、何人もこの法則を廃止しよう企てるなどあたまし、またそれに違反する所も許されない。だから、*Aelius Sextus* のいふる注釈者や解釈者を求む必要がない。それは、ロ

「…でもアテネでも、現在でも未来でも同じだ。唯一、永久そして不動の法、それは、すべての国民、すべての時代に対してもまた然りである……」と。(2) セルス(紀元Ⅱ世紀、プラントン派哲学者)にとっては、「法とは善と正義の術」。(3) ウルピアヌス(170~228 ペピリアヌスとハムニローマ法学者の双璧で、ユスチニヤヌス法典(ローマ法大全)に多く引用された)。彼は、次の三格言で法を要約した。「立派に生きよー。隣人を害するな!。各人にその権利を帰属せしめよ」、それこそ最高の正義!。

以上みたことく、それらは、法の明文というよりも、むしろ、強く道徳性のしみこんだ行為の理想的教訓である。人は、それらを、各国 *civitas* の個有法規たる市民法と対照するため、「自然法」と呼んだ。そして、市民法は、常に上述の大原則(自然法)によって鼓舞されねばならないと考えた。もつとそれ以上に、法とは、一つの手続、つまり「裁判行使の術」として一般に認められた。ともあれ、ローマ法は、いかに現実的でも、やはり依然として、大体これららの格言に忠実であったといつても誇張ではない。

(1) 中世の概念 古代文明が、ゲルマン民族とクリスト教との組合われた圧力で瓦解すると、法学は、少くとも西欧では、たしかな衰えを見せた。人は、封建制という全く新しい型の社会の建設に参加し、そこで法規は、ローマ法の平等の原則によってとはなしに、むしろ反対に「階級と従属の原則」で基礎づけられた。⁽¹⁾しかし、この法制が暴力で基礎づけられたと考えるのはおそらく正確でない。すべての社会と同じく、封建社会もそれなりの法がある。この法律体系の本源的要素は契約であるが、しかし、ローマ法の契約もしくは近代的なそれとは根本的にちがつた一契約である。まず第一に、それは、公法にも私法にも属した。何故なら、国家主権の観念は殆ど完全に消滅し、その

種々なる公共的機能も広範囲において世襲的となつたからである。とりわけ、この中世的契約は、「自由にして平等な」一つの意思の所産(理論的には)といったローマ法的、近代法的な定義とは全然一致していない。それは、一種の「慣行取扱」*traité* により近く、一定の権利と義務とを含む明文の中で、人や土地を位置づけもしくは維持するものである。その上、少くとも中世の前半では、法は、口頭で伝達され、慣習の形式で慎重に守られ、それに対しても、なんらの批判的な反省も行われなかつた。これらのすべての理由から、中世法は、現代人の側からの、深い学説の丹精の対象とならなかつたと説明される。

(1) H. Lévy-Bruhl, *Le droit romain est-il églitaire?* 1961. pp. 47-56.

しかし、カトリック教会内の神学者や教会法学者 *canonistes* たるの発表によつて、一つの法律学説らしい諸要素がみいだされるようになつた。しかし、その学説は、彼等の異教(非カトリック教)であるにも拘わらず、大体、ローマ法学者たちと接合していた。かくして、中世時代の最も著名な学者、トーマス・アクイナス(トーマス・ダキン 1225~74)は、三種の法を区別した。その第一はもやん「神法」*droit divin* であつて、聖書や法王並びに宗教會議の諸決定に基盤をおくるもの。その第二は、彼が「自然法」*d. naturel* と呼ぶのだが、ローマ人たちがそのように指名したものとは一毫とも区別されないものだつた。彼の言う法律規定は、ある一つの合理的な基盤を持ち、セント・トーマスからすれば、理性と信仰とは対立するどいろか、むしろ、その理性の中にこそ、信仰の最も輝かしい表現をみなければならぬものである。⁽¹⁾されば、法規間にある矛盾が起つる場合は、これらの法規(神法、自然法)が、「第三の実定法」に優先する」とは当然である。かくして、彼は、ある場合には、自然法——それは同時に間接的には神法とい

バベヌルムの——の尊重を確保するため、「実定法の不服従 *désobéissance*」を称揚するもとに導かれてゐる

である。

(1) M. Villey, *Leçons et histoire de la philosophie du droit*, 1957. pp. 43 et s.

③ ローマ法の復興 せんじゆ回復期に、いまだ修道院図書館内に人知れず守られていた若干の博学な僧侶たちにだけ認められたローマ法が、俄然、おどろくべき力と輝かせられて現われた。十一世紀の終り、ボローリヤ派の運動が、主として伊比国内でおこり、やがて西欧に、燎原の火のように広がった（ボローリヤ大学は、中世で最も著名な北伊の大学「特に法学」他のブルボンヌ大学と共に中世欧洲の学術の中）。ようしておどろくべき復活の原因は、未だ、絶対的に決まっていないが、一般に人の考への一一致するとは、第一に、當時起つた社会經濟の変化に起因し、それが、ひいて、封建的法律制度に甘んずる氣になれないといふ都市住民の創造となつたといふのである。しかし、やにやよ、このローマ法の田舎者、他の諸効果のうち、とりわけ、諸法規を反省する努力を起したものにある。

したが、このいふた、「注釈者」Glossateurs と呼ばれる最初のローマ法学者たちの間では未だそぞろ著しくなかつた。彼等は、むしろ碩学の実際家であつたが、それらに續く第11の波に対し、人は「後期注釈者」post-glossateurs もしくは、それらのうちで、最も著名なバルトーレ Bartole (1313—56) の名をとつてバルトリスト bartolistes の名稱を与えた。彼等は、種々なる法的構成を組立てゝとを躊躇しなかつた。それらのあるものは大いに独創性と有益性があつたが、依然、技術の領域にとゞめた。それで、真向から法の性格を論議する法学者たちを見ゆたためにはルネサンスの解放的大きな息吹きを待たねばならなかつた。それがグロチウスである。

四 自然法の世俗化とグロチウス 特に論議をめたらしたのは自然法の觀念についてである。しかしそういかといふと、それが問題にわれなくなつたといふよりは、むしろ、自然法そのものの概念自体が変化したといふことである。中世時代の全過程を通じ、自然法だけではなく、神法そのものも合理的なもののみなされたのに反し、自然法は、たまたま「世俗化の過程」processus de laïcisation と従つた。それについては、少しあくまで、かのオランダの偉大な法学者、グロチウス Grotius (1583—1645) のみに有意義なあとかがみいだされる。彼は事実次のじふく書いた。

『われわれがいふのとは、いづだけのなんいかの根拠がある。たゞ、神が存在しない、またあつても、人事に関与しないこと仮定しても、なんら罪にならないと想像し得るといふのだ。』換言すれば、自然の本性にむづくく合理的な個人の法は、仮に神が存在しなくとも存在するふも極端に、一切を神の意志にかゝわせた中世の宗教から法を解放した。

(1) Grotius, *De jure belli et pacis*. prol. § 11. (戦争と平和の法)。近代自然法の立場にたつ彼は、社会 (ソキアリタス socialitas) という概念をいつか、社会の成立には社会契約説をとりながら、国家の成立が自然発生的なものと考えている点で未だ徹底を欠いた。十八世紀の社会契約説。(次項参照)

それにも、おひととみいとたぬのぢないか——しかも、法は、たゞ神の意志であつて、いかなる外部的意志にも依存しないといふべきとの、彼のやいした危険をも考へるなり、おほいに大した度胸でなかつた (H. Levy-Bruhl. p. 13) ともあれ、グロチウスは、自然法の概念に最も完成した形を与へるために理性をもつとした。彼は、自然法を国際

的な諸関係に、換言すれば、これまでいかなる規制にも従わせられなかつた領域にまでそれを適用せしめた。それこそ著しい進歩を実現し、かつ、この事実から人類の恩人とみなされることができる。

しかし、自然法の觀念が、法律事項において一つの決定的役割を果たすに適當であるという結果にはならなかつた。それは、先きにみた」とく若干数の法諺の中にも要略される。われわれは、二二〇を勘定するが人は更に他のものを付加えることあやめよう。しかし、それらが、依然としてこの様式に止まるかぎり、せいぜいある行為を指導する上に役立ちうるだらうが、適正な方法による明確な異議の申立てを決して解決しえないだらう。

(五) 十八世紀の思想 自然法の理論は、その合理的な基礎によつて、古代の法学者たちの学説と結びついた。それはまた、十七世紀の思想家特に十八世紀の思想家たちを鼓舞した精神とも完全に一致した。当時、社会・政治的な諸関心は、個人主義的傾向を強化するようになつたが、先きに合理主義理論がそれを芽生えさせたものである。ホップス及び小数の学者を除いて、英仏の著者たちは、「法を、自然的な志向（憧憬 aspiration naturelle）の中に見、それが、人間たちに、その個人的幸福と社会的福祉とを調整するのに最適な諸解決をもたらすもの」と考えた。

しかし当時出現して、人々の精神だけでなく諸制度にも深い影響を与えた二つの理論を指示するのが適當である。その二つとも、J. J. J. ルソー J. J. Rousseau (1712—48) に歸せらるるが、少くとも、最も明確だと雄弁でそれらを説明したのがルソーである。

第一は、『善良な原始人』の神話。人間といふものは、創造者の手によつて徳の高いものとして出発したが、社会によつて墮落させられたという思想。始め、人間は孤立であった。それは、かのデホー Daniel de Foë (1660—1731,

ロビンソン漂流記の著者) がロビンソン物語で説明したもの。

第二に、人間は、その孤立からぬけ出ずため、一緒に生活しようという考え方を持ち、一つの規約 pacte によつて社会を基礎づけた。これが、有名な「社会契約」*contrat social* だ、この哲学者の最も有名な書物の二つの表題された。

(1) ホップス (1588—1679 英哲学者) は、個人間の斗争が自然状態と考え、服従契約によつて自然権を主権者に寄託したとの説き、それが絶対王制に導いたが、ロック (1632—1704英哲学者) やルソーの「」とき英仏の哲学者は、批判の根拠を社会においた。そして、國權の根拠を契約に求め、國民主権主義を確立。特にルソーは、主権者である人間の意志を、全体意志 *volonté de tous* とは區別された「一般意志」*v. générale* と名めた。

といひや、民族学や歴史学は——誤りだとしても、この理説のいずれもが「あれこれ」を持つてゐると指摘。また現実にも相應しない。せんぜん、個人の努力を賞揚する上に役立つ神話とみなされるにちがない批判した。

人が、一言で自由主義と名づけられるこれらの学説は、十八世紀の後半におけるフランス以外、その普及に、より都合のよい地域をかゝて見出さなかつたことは確かである。事実、これらの自由学説は、「第一の人権宣言」(一七八九)の中に最も完全な表現をみいだし、かつ、人は、ついでに、この点については「法」ということばの主觀的意味と客觀的意味との間の有意義な接近をつくりだしたことを確かめることができよう。つまり、人々は、客觀法、つまり法律規定を、個人を保護し、それに最大限の幸福と自由とをえさせ、要するに、個人に「その権利」を確保するのを、主要な終局目的とするものと認めた。われわれは、これらの思想が、その外見に反して、今なお極めてじめじめ

としており、現在の世界でもその効力を失わなかつたことを知つてゐる。

(六) 法史学派 十八世紀の終り、十九世紀の始めにおいて、観念論的理論——その最も目立つた表現が自然法である——が、ドイツ歴史学派からの第一のはげしい襲撃を受けた。その主役が、いうまでもなく、サヴィニー—Fr. Ch. de Savigny (1779—1861, 法史学派の祖) であった。その名が示す通り、この新学派の選択領域が「歴史」であった。それこそ、事実、今まで支配した理論（特に自然法）の最大弱点の一つであった。つまりそこでは、法規といふものが、すべての時間・空間内で同一な理性の所産として認められた。たゞ、それら法学者たちのうちで、モンテスキュー—(1689—1755. *L'Esprit des lois*, 1748, 法の精神、諸国民の制度を地理—社会的条件より研究)——だけが、法律規定の極端な多様性に注意を払つたが、未だ、彼が依然固く結びついた合理主義的学説を批判するために、こうした検証（法の時空的多様性、相対性）を利用しなかつた。

(1) 「法の精神」第一の結論（第三章）で、『法律といふものは、一般的に、地上のすべての民族を支配するものとしての人間理性 *raison humaine* であり、各国民の政治・市民的な法律は、この人間理性がそこで適用される特殊な場合でのみあるはずだ。』たゞ彼は、社会科学の法則と法律学の法律とを混同した。

といひやで、サヴィニー及びその弟子たちは、それと全くちがつた観点から出発する。諸法規の起原を探究する彼等は、民族の国民意識、民族精神 *Volksgenst* の中にその起原をみいだしると確信した。各共同態は、それに相当する個有法を作成し、しかもそれは、慣習の中で完全に表明されるので、法律よりも一層、自己の要求や深い志向を表現すると考えた。歴史学派は、一般的普遍的な法の代りに、理論的には、御互に無関係な、よりげんみつに国民的であればあるほどより完全な特殊法の開花をわれわれに提示する。

一方からいふと、若し、古典学派が、その發展に必要な「明瞭にして特殊な」観念を好んだとすれば、法の第一の原動力を、本能や無意識の中にみいだす新学説（歴史学派）とは同一でなかつた。そうはいうものの、両傾向間の紛争は人がそれを想像しうるほど顕著でもまた尖鋭でもなかつた。これは、とりわけ、歴史学派の主長たるサヴィニーの見解の広大さと関連するとみなされている。彼は極端の中におちこんだり自分等の最後の結論に至るまで自分たちの原則を追求することを、さけることができた。もゝとそれ以上に、この偉大な法学者は、自己の学説に対し依然として忠実でありながらも、すべての法の間に、生まれつきの親縁関係があるという思想を述べることを忘れなかつた。彼のフランスの弟子の一人、ミシェル J. Michelet (1798—1874) は、彼の著述の一つでそれを証明した。とにかく、觀念論的学説の方法や精神に、ある著しい打撃がもたらされたことはやはり眞実である。(H. Lévy-Bluhl, pp. 15—17)

II マルクス法学説の検討

(一) 法・國家観 十九世紀中項の二人のドイツ思想家・マルクス(一八一八—一八三二)とヨンゲルス(一八三〇—一九五)

に帰する法の新概念が現われた。それは先在した思想家たちとは根本的に区別される。たゞ、彼等の関心が、社会を革命するということを頭におかないとその法概念も理解しえないだろう。彼等は特に英仏社会主義者の系統に位置し労働者たちの条件やそれを改善しうる改革案につき極めて多数の著述を書いた。そのうち特に、K. マルクスは、ベルリン法学部で研究したが法学者というより一層経済学者であった。

(1) 法や法学者に対する彼の反感は、H・レニー・ブルール教授によれば、既成秩序の理論家たちに対する、社会革命家としての反感、つまりマルクスによれば、学者は、既成秩序の弁護者でしかありえないと考えるところにある。実際の経験の示めすところでは当時の法学者たちが保守主義者であったからだろう。しかし、必ずしもそうとはばかりは言えない。マルクスと同時代の有名な社会主義的法学者の中には、少くともF・ラッサール(F. Lassalle, 1825—64)が勘定されるからだ。

また、事実、法の深い研究は現行法への弁護ではなく、一層その批判に導くかむだ。マルクスは同時に哲学者でもあり、彼は、しばらべの間 ヘーゲル(1770—1831)から始まるドイツ古典哲学の完成者、巨大な観念論体系の構成者)——の教育に魅惑され、彼の法思想はあの種度めどいの師匠によって鼓舞されたといわれる⁽¹⁾。

(1) K. Sloyanovitch, *Marxisme et droit*. Paris, 1964. Cité H. L-Bruhl, op. cit.

マルクス法理論を特性づけるもの、それは先在したものの反対に、ある政治・社会的な組織と密接な不可分の関係にある。マルクスにとって、法は国家なくして存在せず、またその逆も真である。そして、その国家は、一階級(la bourgeoisie)の他階級(le proléariat)に対する支配の道具と別物でない。従つて、法というものが存在するためには、階級化され、階級に区分された一社会を前提とする。また、法は、労資階級が専心する階級斗争用の武器だと断言した。そのいふから、いかなる法も、いかなる国家もすべての時代に存在しないことになる。だから、奴隸制以前(原始共産制)の時代ではもちろん原始民族のもとども、何人も法を語りえないとする。そこでは、すべての訴訟は、示談、仲裁ないし家長からじてくる至上命令的な採決で解決された。と。

しかし、歴史的連鎖の終りにおいて、被支配階級が自分らの敵にうやかづか、法は、ただそのいふによつて存在するのを止めるだらう。なぜなら、一定調和が、自然、何等の障礙なく、各人のまた万人の幸福のために実現られるだらうからだ。

従つて、法とは、一つの制度もしくは諸制度の全体であり、しかも全く一時的なとしてやがては廃止されるべき運命にあるもの、もつと正確にいふと、その歴史的役割を果たせば、自滅する運命にあるものだと説く。

こうした法概念は、多くヘーゲルにおうている。ヘーゲルもまた、法と国家とを密接にむすびつけた点で共通性をもつ。しかしながら、根本的な相違がある。ヘーゲルにとっては、国家といふものが、すぐれて尊重すべき、すなわち、準神聖的な制度、換言すれば、社会に秩序と平和を維持し理念を実現することを使命とする指導原理でありかの組織者であった。

しかし、マルクスの考えはこれと全く反対に、国家といふものは、上述のいふ、「抑圧の道具である」ので、あらゆる手段をもつて斗いかつしまいには破壊されるべきものとみなしている。

こらした立場は、大部分感情的なもので、あるいは、次の二要因によつて鼓舞されたことはたしかである。(1) 就中彼が目撃した産業地方(特に英國、より広く考えれば、仏國)において、当時、猛威をふるつた悲惨なる光景、(2) この制度の受益者たる資本家たちに支配階級の地位を与えるように社会が支持したことである。そして、国家のすべての装置が、既成秩序を弁護し、掠奪者階級の利潤と特權とを保護したことは全く眞実である。このことは、一八四八年出版された、ヴィンエルメ Villermé(1782—1863)の「綿、麻、絹のマニュファクチャリー内で雇われた労働者たちの肉体・精神的状態」に関する調査を読めば、当時の労働によつて、人間が、いかに非人間化され愚鈍化されたかにつ

いてのマルクスの見解の正確さをたしかめるに十分である。またこの現象は、この外、他の多くのクリスト教徒によつても指摘された。だから、何人も、こうした事物状態が完全に消滅するなどと夢にも主張するものがなかつた。

(二) マルクス学説の検討 それにもかかわらず、マルクスの法・国家に関する学説が、歴史的な面で種々なる誤謬におちいつてゐることは確かなようみえる。そればかりでなく、観念論学説の主張者たちに対しても非難されたものと同程度に大きい。ここでもなお、民族学や歴史学が、マルクス学説のなんら根拠のない諸断言を訂正せねばならなかつた。かくして、いわゆる原始的社會に法が存在しないといふことは誤りである。何故なら、その法は特に宗教と混合されるという特殊性を示めずからである。そしてまた、そこでは、慣習法体系が問題であることもまた真実である。人は、原始的社會でも、法の本質をなすところのもの、つまり、「集合体によつて規定された諸制裁」によつて強制され防禦されている事實をいたるところで見受けけるからである。

同様に、すべての法律組織が、その存在理由（階級抑圧の道具）を失うので、資本主義制度が没落した日から消滅するだらうといつた断言は、確實に空想である。現実はなんらそれを検証していないからだ。（ソ連もまた中共も。）もちろん、われわれが、現にソ連及び人民共和国内で行われているのをみると、さきのマルクス断言に對抗するだけの強い論証を引きだすことは出来ないだらう。何故なら、人は、容易に次のとく答えるだらうからだ。曰く、(一) そこでは、社会主義が未だ十分に確立されていない。(二) いろいろな外敵のおびやかしがある。従つて、(三) 制度の安全やその継続する可能性などの理由で、極めて厳格なある國家装置の一時的（過渡的）な維持を必要とする。

(四) しかし、こうした事物の状態は、本質的には仮のものであるから、その危険がさけられさえすれば、その中央権

力は直ちに廃止されるだらう。もっと正確に言えば、中央政權がもはやその対象がないので自滅するだらうと……と
いうだらう。^(一)

- (一) 1 「階級なれば國家なし」（マルクス「哲学の貧困」邦訳、マル・エン選集第一巻、四五〇頁）
2 「國家の死滅」（エンゲルス「反デューリング論」邦訳マル・エン選集第十四巻、四七四頁、同「家族、私有財産及び國家の起原」邦訳、岩波文庫、西訳二二九頁、ノレーニン・國家と革命・国民文庫、岩波文庫、特に第一章。

そこにこそ、樂觀的な見解及び必ず不意にやつてくるかも知れないところの『千年至福説』millénarisme（クリスト再来、千年間絶対に幸福になるという思想）に近い見解がある。人々は、長い間、現在の悲惨さからのがれるため、或は大昔において、或は極めて遠い未来において、なんらの区別なしに位置づけられる「黄金時代」なり、すべての紛争と暴力から保護されて、ある友愛団体の中で、人々が平和に生活しうるだらう「幸福な時代」なりを夢みた。そうなれば、国家もまた法も、その果たすべき役割をもたないだらうことは明らかである。

しかし、現在の人々の前に、かかる理念をちらつかせてあまり現実的にはみえないだらう。もちろん、種々なる武力的紛争が止み、いづれ無階級社會が建設されるだらうこと期待することは正当であるし、また、おそらく実現される日も遠くはないだらう。その代り、一社會、もしそれが同質化されるなら、なんらの行為規定がなくとも生活できるだらうとか、また、これらの規定があつても、何らの疑義もなんらの紛争も起こらないだらうといつたすべての予想は排除されるように思われる。換言すれば、すべての人々の利益が、自動的に各自の満足を調整するような社會制度を夢想することは合理的に不可能であろう。さりとて、紛争や犯罪が、人類の進歩にとって必要だといった考えも決して望ましい思想ではなかろう。マルクス学説は、國家と法の廃止を夢みつゝ、断乎として、観念論的ないし

牧歌的な態度を示めすことが常道だ。もしそうだとすると、この学説が好んで自慢するところの「唯物論」という形容詞」は、それに適しないか、それとも他の意味に解されねばならぬものである。

人はまたこうも観察しうる。つまり、マルクスやエンゲルスたちは、国家について誤った、そして頭や手足のかけた觀念をつくったのではないか。彼等は、十九世紀の中頃、英仏内で横行しているのをみた「抑圧の裝置」を国家の名で指示した。その象徴が「憲兵」かもしくは「刑務所」としての国家であった。もちろん、既得の諸状態や既成の秩序を保護することが、國家の本源的機能の一つであることは疑いないが、しかしそれだけではない。国家、とりわけ近代国家は、それらと並んで、公正な裁判をなし、教育を普及し、公衆衛生に留意するなど他の重要な機能を果たし、現在、福祉国家として活動している事実も否定しえない。その上、驚くことに、社会主義者たちは、国家が歴史の中でしばしば果たし、また多くの場合、今なお果しているところの△解放の役割》を無視して、ただ、マルクシズムの公式で包括的に非難していることである。十九世紀論理の普遍化である。

国家、換言すれば「包括的社會」は、眞の抑圧を行ふし、貧欲にしていじわるな第一次集団（会社、企業など）に对抗して、個人のために斗つた。国家は、その鐵鎖をたちきり、かつその地平線を広げた。このことについては、ここでノートルダム寺院の有名な説教師、アンリ・ラコルデール H. Lacordaire (1802-61) のことばを思い起こそう。△富者と貧者との間、弱者と強者との間で、抑圧するものこそ自由(放任)であり、解放するものこそ法律である》だから、人が、国家に対し、それがしばしば果たし、また果たしつつある重要な役割をなんら考慮しないで、ただはげしい攻撃だけを向けることは、科学的というよりも、むしろ部分的にしてかつ感情的な偏見でしかない。

實際、國家というものは、政治的社會の法律的局面と別物でない。ブルジョア社会ではブルジョア的、ブルジョア階級が廢止された社會ではプロレタリア的。一国民は、それを表明するところのこうした機關がなくとも存在することは考えられない。事実、マルクスは、かつて、人間の解放を資本主義の崩壊に望みをかけた。ところで、レーニン、スターリンのソ連マルクシスト並びに支邦のマルクシストも同じく、この移行を永遠の未来に繰延べた。人間を解放しようとする意志を表明しながら、実現されたマルクシズムは疎外のうちで最も悪い「政治的疎外」に帰着した。人間は、人間解放の唯一の指導者として唯一のものだと公認された——ソ連憲法第一二六条——共産党や国家によつて横領された政治的権力に隸属される。より集団的指導への復帰にも拘わらず、フルシチヨフの思想や行為の中にこれらの一般的見透しが修正されたと肯定しうる何ものもない。しかも無限にくりのべられたある理想社會への希望と、永続する政治的疎外との間に、根本的な矛盾が、マルクシズムの内部に依然として続き、かつ更に悪化するだろうと考えられる。絶対は根絶されずにたゞ墮落させるだけだ。

(三) 結論 これらのすべての批判にもかかわらず、法に関するマルクス学説が、法律学に大きな貢献をしたことを見出せなければならぬ。しかし、そのことは、認めがたいように思われるところの彼等自身の概念によってではなく、(1) その学説が完成した、(2) また、旧学派（觀念論的学説）がそれを理解したいとき、いわゆる「法律規定の合理的基礎」をつくがへすため、歴史学派の説によつて変化するに至つた——批判的な研究によつてである。

また、マルクス学説は、法を有効に世俗化した。——人は神秘性を除去したといえたもの——。法は、ただ、社会生活の規範的与件以上でもまたそれ以下でもないと看做すように貢献した。マルクスは、その与件を、芸術、国語

などの全社会の他の諸要素と同じように観察しうるし、また観察せねばならぬとした。それ以来、「法事実の実証的概念」に、換言すれば、フランス社会学派が主張する概念に道が開かれた。その概念こそ、これから辿ろうとする展開の対象となるものである。^(二)

(二) フランス社会学派の創始者 E・デュルケームの主要思想は、(1) 社会事実の特殊性。(2) 社会事実を「事物」として研究せねばならぬという二主張に帰する。その結果、社会事実の説明に個人心理を無視した弱点がある。それにもかかわらず実証的社会学が著しい進歩をとげたことは否定しえない。(拙著、「産業社会の社会学」一九六九、広文堂書店、二二一五頁、四五—五九頁参照)

なお、マルクシズム一般については、拙著、「社会経済の教理」一九七〇、広文堂書店、マルクシズムの項一一七一上二二八頁を参照されたい。

四 法社会学的な観点

社会学者にとつて、法というものは、とりわけ一社会現象である。H・レビー・ブルール教授の定義によれば、△法とは、人の所属する社会集団によつて常に強制されるところの、諸々の社会關係を条件づける義務規定の全体である。▽この定義から種々解説を要する次の三要素をとりあげよう。

(二) 諸々の義務規定が問題である。

(三) これらの規定は社会集団の変化とともにたえず変わる。

（一）法・義務・制裁の関連性 義務 obligation は、疑もなく、法の基本的要素である。一見したところ、権利と義務とは、全く対立する概念である。しかし、権利の実現を保障するためには、必ず義務が設けられる。つまり、権利は、必ず義務によって保護されるものである。このことは、権利と義務の関連性を示すものである。

人間は、その社会的行動において、たとえげんかくに規定されても、万人にそれほど明瞭にあらわれない。何故なら、われわれがこれらの規則に従うように習慣づけられれば、ある程度の肉体的拘束が重苦しいと感じられないと同じく、法の拘束にちつとも苦しまないようなものである。そのことは、一般的にまた明瞭に、これらの規則が、われの考え方や感じ方に一致しておればおるほど一層真実である。個人の意志にまかされる余地は、たとえ最も自由な法制のもとでさえ、やはり依然として極端に減らされる。このことは、人がしばしば自由が最も完全だとみなしていいる法の領域、例えは契約法の中でさえ現われる。多くの学者たちは、そこで『意志の自主性 *l'autonomie de la volonté*』^(二)が支配するのをみたが、現在は、人が力強くそれを指摘したことく、この『自主性』が、最も狭い範囲内で動き、かつ、それを包囲する種々なる社会的枠組が、すべての独創的な歩き方や重要な新軌軸を妨げていて。ただ種々なる様式だけが——実際的にはたしかに重要だが、理論的にはさしたる効力がない——当事者の自由処分にまかされているにすぎない。契約の構造は、集合体の法律的もしくは慣習的な規定によつて決定され、また、集合体がそ

の構造に対する意見を変えた範囲内でのみ修正される。

(1) Emm. Gounot, *La doctrine de l'autonomie de la volonté*. 1912. H. L-Bruhl. cité. op. ct. p. 23.

エルンスト・「制裁 Sanction」なる義務は存在しなかった。従つて、法を「制裁の体操」へ定義したるだらう。しかしながら、ソルジャー明確な色調とを与えるのが適切である。

まず最初に必要ないとは、純粹に宗教的道徳的な諸制裁を、法の領域より切りはなす」とやある。(詳細後述) ルリエは、とりあえず、諸制裁が法律的であるためには、現世の社会的な平面でその効果を持ち、また、人々にはその財産の条件を変更するは「だとうだけで十分である。

しかし、これらの法律的制裁そのものは、極めて多種多様であり、従つて多くの範疇に分類せねばならぬ。これらの中の区分のうち最も重要なものは、民法と刑法との間のそれである。その詳細に入らずにその主要なものを持ちあげれば、民法が特に報復的 *rétributif* であるのに反し、刑法の制裁は抑圧的 *répressif* であるといふべく。然ひに、それをどう理解すべきか。

民法——それには、人の関係下に区分されない商法を加えらる——人の身分、世襲財産の条件、経済秩序の諸関係の様式や効果などを主たる対象とする。それは、原則として、情念的な秩序の問題を起さないが、もしくは、少くとも、深く世論を動かす性質のものでない。そのルリエは、それが公事に関連するとはいへ、純粹に行政的な事項についても同様である。それゆえに、かのフランス社会学派の創始者デュルケームが、社会学的な術語を用いて、民事的即ち、報復的な制裁は「集合意識の弱い諸状態」 *états faibles de la conscience collective* と関係あるとした。

これと全く反対に、刑法の規定に対する諸侵害は、その社会集団のはげしい反応をひきおこし、その上、この反応の強さは、犯された犯罪なり、その集団が損害を受けた人々物などの対象とむすびつかる重要度なりに従つて変化する。よって、刑事法の制裁については、ある情念的な要素で複雑になり、単純に報復的ではありえなくなる。何故なら、その行為が「集合意識の強い諸状態」 *états forts de la conscience collective* に衝突し齎憾をもたらかむである。
 〔1〕「社会あれば法あり」とは　すべての社会は、それに相応する法を持つてゐる。前述するルリエ、法規というものは、血肉の所属する集団によって各人に強制される。しかし、ルリエの断言はゆうと明確にする必要がある。「社会あれば法あり」 *Ubi societas, ibi jus.* ルリエ有名な法諺を引用したり、またこの集団が社会であるとしてみても、未だ十分にそれを明らかにしてしない。人のことばもまたあいまいである。何となれば、無数の社会があり、また、事実、各人は、それらの多数に所属しうるし、現に所属してゐるからだ。そこから、どんな社会集団から法規が出現するのがどう問題がでてくる。

しかし、それには次の先決問題が提起される。〔1〕ある社会——そのルリエの意味がどうであれ——は法なくして生活しうるか。〔2〕換言すれば、「社会あれば法あり」という諺が果して普遍的であるか。

人はそれを議論した。かくして、ある人は言ふ。法は、國家と不可分にむすびつけられたし、ある社会型にのみ存在するといった。法は、特にいわゆる原始社会では欠如するだらう。(先述のマルクシズム参照) われわれは、そんなことは一毫もないとすぢにいた。(なおあとでとりあげよう) 同様に、将来の無階級社会(共産主義)では、諸々の社会関係が、すべての規定が無用であるほど完全になるだらうと考えらる何等の根拠がない。かかる予測は全く

空想のようみえる。

われわれは現実の領域内だけにとどまり、いかなる社会集団がその構成員に法規を課しうるかを自問自答しよう。いかなる集団も、それぞれの固有法を持ちうるということが果して眞実であるか。若しそうでないとしたら、それらのうちどんな集団が、法を作成し、またそれを作成しえないのであるか。この問題については、「一派があり、一つは法一元論、他は法多元論である。

(A) 法一元論と法多元論——(a) 法一元論は、ほとんどうべての法学者たちがそこで出合つもので、唯一型の社会集団たる政治的集団——ハシでは取あえず、一般的に包括的社會(例・國家)——だけが種々なる法規を作成する資格ありと考えてゐる。(b) 法多元論は、若干の法学者の外に社会学者や哲学者たちを含むが、前者とはちがつて、ある安定性をもつ社会集団ならどんなものでも、眞の法律規定の効力をもつゝる、単なる規則を越えた「活動規定」を自分に与えうる、⁽¹⁾ また大概与えてゐる。それで、理論的考察よりも、むしろ、理実の検討の方が意見をつくることを可能にするだらう。

(1) 多元論の主張者 G. Gurvitch ギルヴィチは多くの著述でそれを弁護した。特に彼の編輯した *Traité de Sociologie*, t, II, 1960. p. 173 et s.

一般に指摘されねば、ハーゲルやマルクスと縁組し、また最も古典的な法学者によつても教えられる、先述の一元論は明らかに誤謬である。社会生活を一見しただけでも、公權によつて課された法規の外に、種々なる法律上のむしくは裁判上の規則があることを納得せよ。つまり、包括的社會の諸機関の権限から生じない種々なる法が、か

つて存在したし、また現在でも存在している。換言すれば次に述べる超国家法 *droits supra-étatiques* (宗教法、国際法など)、ト超国家法 *droits infra-étatiques* だ。

(B) 超国家法——(a) 宗教法 これは、超国家法中最も顕著な例で、カノン法(カトリック及びプロテスタント)、回教法、古代ユダヤ法、東洋や極東の宗教法などである。これらの宗教体系の諸規則は、否定しえない法律的性格をもつてゐる。例えば、バイブルやコーランを読むだけで、これらの条文が神と人間との関係といった宗教的領域だけに制限されずに、家族、財産、相続、債権債務など、げんみつにいえば、人間的な問題に関する、ときには詳細、多数の規定であることをたしかめるに十分である。

ところで、これらの規則がでてくる権威というものが、ときとして、政権と混同されるにしても——例・神政国家の場合——政治的権力ではない。だから、ときによると、教権と政権との衝突が起つて、世俗権(政権)が、宗教的権威(教権)によって定められた規定に対し、いかなる拘束力をも認めないということがあつてゐる。これこそ、国家が世俗化されて教会と分離された若干の近代国家内で生じたものである。しかしカノン法が少くとも結婚の」ともある事項に適用されるといひの別な國もある。宗教は、魂、人間性、家庭などに対する国家の全能を断乎排撃する。

(1) こうした関係から、宗教的事項に関する、法王とある政府との間に、「政教条約」*concordat* が締結され、最も古くは一一一一年に始まり(ラオルムス条約)その後、フランスでは、一五二六、一八〇一年などのものがあり、殊に一八〇一年の条約は、一九〇五年の政教分離法制定まで続いた。「拙稿・『フランス宗教制度の研究』、早稻田法学第九卷(一九二九)第四四一五三頁所載、コンコルダーの項参照)

同様に、契約当事者の国境や国籍とは無関係に普及されてゐるといひの職業慣習的な若干の制度を超国家法の例と

して挙げる」とができる。その最も特色あるものは、中世時代に普及し、かつしんやうに、国家法と同程度に遵奉された「海商法」*jus mercatorum, droit des marchands* であった。(H. Lévy-Bruhl.)

(b) 国際機構と国際法 より微妙なものは、種々なる国際機関によって制定された規則の場合で、現在ちくじ増加しつゝある。しかも、その活動そのものは、国際的統一を自覚するように努力している人類のたしかな指標でもある。人はこゝで、社会あれば法ありとい格言を逆にして「法あれば社会あり」といへたものである。

尤も、これらの機関の大部分は、およそ技術的もしくは文化的なものであるが、しかし、それは、明らかに法律的な性格をもつてゐるものである。かの第一次大戦の成果として生まれ、第二大戦の犠牲となつた「国際連盟」に対して、理論的には、同じ民主主義精神によつて活氣づけられたすべての国民を包含するといふの「国際連合組織」が継起した。

また、より制限された平面で、われわれは、現在では西欧、明日では、おそらく、アフリカもしくはアジアまたはこれらの大陸のそれぞれの部分といった広大な全体の上で、種々なる隣国からなる諸団結を目撃する。かつて、経済的な面でもまた法律的な領域でも、種々なる技術的な機関がつくられたが、それらの諸禁止令 *injonction, injunction* が、果たして、すべての「政治的権力の欠如」にもかゝわらず、それを実行せしめうるだけの法律的性格を持たないかどうかを自問自答させるが、これは国際法の性質に関する永久の問題である。

それは、果して真実の法であるか？

ある学者たちは、まさに「この政治的権力の欠如」を根拠として、それに未だこの名称を与えることを拒否する

が、最近ではちくじ稀になつた。国際法は、道徳の領域にも置かれないと、「自然法」とも別物である。われわれは、さきに知った」とく、たとえすべての法規が、原則として義務的であつても、その制裁は、多く、不明確でかつ不確実である。国際法の場合も同様である。かの国際連合もしくは国際司法裁判所(ハーグ)の諸「勧告」*recommandation* は、未だ国家権力によつて実行されてないけれども、もちろん法律規定と呼ぶに値する。ともかくわれわれは、一つの「生成法」*droit en formation*、または「懷胎法」*droit en gestation* の前にあり、しかもその法は、必ずしも構成された政治的組織を拠点としない。

これと反対に、かの中世時代ときにはその後におけるローマ法の「これが世界法を、超國家法とみなす」とを警戒せねばならない。もちろん、ローマ法は、諸国内に普及したが、それは、合法的な権威によつて慣習もしくは法律として受け入れられ、国法の一要素としてその中に合体されたものである。だから、その拘束力は、その支持に役立つた政治的機関の崩壊以来、自国の権限に属しなくなつた。

(c) 下部国家法——國家より下級の、また政治的社會より劣る集団によつて作成された法が存在するか。もし歴史を検討するなら人は肯定によつて答えようと努めるだろう。もちろん、古代に対してもその答は疑わしい。何となれば、ローマ、ギリシャ、ゲルマン人などでは、種々なる家族的慣習が極めて狭い範囲内で認めうるが、ゲンス(gens. 父系氏族) クラン(clans. 母系氏族)、シバ(sib. 氏族の総称)、シップ(Sippe, 近親)など——組織的な國家が殆んど存在しないにもかゝわらず、政治的機能を果たしてゐるがぎり、いわゆる国外法の証拠とならないだろう。

それよりも、中世時代の西欧特にフランス内で行ひうる検証の方がより確実である。カロリング王朝の崩壊以来、

局部的もしくは、地方的な法律的慣習が膨張し始めるのをそこで観察されるが、その地域は、封建的な権威の動搖と必ずしも一致しないし、まだするどいのではない。それを納得するためには、フランスの慣習の ボヌカルテ 一覧表を考察するだけで十分である。これら慣習の起原は、依然として疑わしいが、しかしそもかく、政権と親密関係にあるどいろではない。

この問題は、甚だしく集中化された近代都市内でも提起され、特に論議された。人は特に、種々なる第一次集団が果して、国家のように法律規則を作成しうるかどうかを問題とした。国家にのみこの独占を留保する一元論とは反対に、すべての人間集団に認める多元論者たちは、一国民と同じく、スポーツクラブ、商事会社、労働組合、宗教・芸術・科学の諸集団も各自の法を持つと主張する。

そいで、彼等の明らかに誇張した断言を避けながら、彼等の理のあることを認めねばならぬように思われる。しかし、ある結社(団体)が自己の規則を作成するたびことに、一般法と対立する団体法を創造するのだと主張することも全く正しくない。また、一つの私人がある契約をむすぶたびことに、新法を形成するということもまた同斷である。第一次集団は、大概、一定の法律や慣習によつて描かれた枠内にとどまり、自己の決定をそれに一致させる。しかしこれまで従つてきた法律的な実践から遠ざかる」とも起つたりうる。この場合には、その新軌軸は、次の二種である……(1)或は、それらが、依然として共通法の線内にとどまり、たゞそれを(共通法)明確にさせたりまた補足せたりするにすぎない。即ち、その際は、真に、新法の創造があつたとはいへない。(2) ところで反対に、この創造は次の場合に生ずる。諸種の第一次集団が、通常な法律規定の中に、自己の活動を行使したり、自己の定めた役割を果たした

りする可能性がみつかない場合に、意識的にもしくは無意識的に、反法律的な、ときには明らかに違法的な規則によつて、一般法の規則を修正する場合である。

然らば、こうした違法なる実行が、いかにして、一社会の法の要素としてみなされうるのか。これこそ次項でみようとするものであるが、こゝでは、たゞ、この明瞭な逆説を次のように指示するだけで満足しよう。

- (1) ある包括的社會(國家)内で、ある集団が、一般に觀察される規定と異つたものを自分に与え、(2) それらの規定が、当事者(関与者)たゞによつて、なんらの反対なく適用されるなら、(3) われわれは、法律規定の面前にある。
- (4) そして、それらは、潜在的な、ときには内密の状態にあるが、(5) いつかは大きく伸張して、一定法律体系に合体されるだらう。(H. Lévy-Bruhl, pp. 24—31)

〔三〕 社会変れば法も變るさせ (A) 法の一時的性格——長く支配し、現在でもなお普及しているある学説とは反対に、社会学者にとって、法律規定といふものは、安定した永続的な性格をもつていいない。その「一時性」*précarité* といふものが、先きに提唱した法の定義そのものから演繹することができる。

實際において、もし、法といふものが、一定の社会集団より出現するのとすれば、法は、この集団そのもの以上に安定性をもつてないだらう。

ところで、人間集団とは何か。曰く、異つた性と年令よりなる個人たちの、多少、自然的、意志的もしくは偶然な結合、しかもその集団は、それを構成する諸要素が、たゞ時効によって変化する、いわば、決して自己同一ではありえないものでなくて何であろう。故に、もし例えれば十年の間隔でそれらの存在の一期において考察するな

ら正確に同一人で構成される(実際は稀なことだが)と仮定しても、その同一人自体が変化する。つまり、壯年が老人、青少年が大人の男、女となり、その年令の効果が、必然、事物に対する見解、価値觀の相違をもたらすだろう。なおある時の終りでは、この集団は、或はある者の死亡により、或は他の影響力に敏感な新成員の導入などによって、多少全面的に更新されるだろう。故に、法が、ある集団の意志の表明であるとすれば、その集団がたえず変化しているのに、どうして、法のみ不動でありうるだろうか。

なお、法がたえず変更する傾きがあるということがおどろくほど観察によつて提示される。たしかに、人は、長い間、この真実を認めないできた。けだし、人は、自國法にのみ関心をもつ、また、自分らの時代の現行法だけに留意したからであろう。つまり、「歴史的、比較的な観点」が、その計画、方法、精神などに導入されたのは「く最近のことである。過去と現在、自國と他国との法体系を比較すれば、法律規定の多様性を理解するに十分である。そして人は、結局、普通にして永久的な法のいかなる原則も存在しないことをたしかめた。

人々は、「自然法」を述べるが、先述のとく、それに惑わされではならぬ。自然法は、いつでも、どこでも「誠実に生き、義務を果たせと厳命した」が、しかし、それは極めて一般的な道徳的な訓誡にすぎず、従つて法はそれを考慮に入れえないだろう。何故なら、問題はすぐて、これこれの社会集団が、誠実さということをどう理解するかを知ることに帰し、また、各自が、自己の義務を引き受けたと思っても、實際の解決は、極めて多様であり、かつ極めて矛盾する」とあるからだ。そいや、自然法のある主張者は、やむなく、一概念を発明し、それに△可変的内容を持つ自然法△*droit naturel à contenu variable* と云ふ名を与えた。⁽¹⁾

(1) R. Stannler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie, 1928. Cité H. Lévy-Bruhl. p. 33.

この点に関して、H・レヴィ・ブルール教授は、「美をいえど、それは、実のない貝殻に等しく、よへへいて、この中にも一つの矛盾を含む概念にすぎない。何故なら、この概念は、ある不動なる法(自然法)と、その中の変化する諸要素との不可能な連結を実現しようと考えているからだ…」と批判している。(法社会学、1111頁) 内容が変わる自然法という命題は、自然法といふじみ常に變つてゐると考えてよ。

更にこのことは、刑法でもえど、この永久変化の法則に従わせられる。比較法上、いかなる人間行為もそれ自体では、無罪でも有罪でもない。例えば、「親殺し」*parricide* は最も憎むべき大罪が、土人のある社会集団では許され、また他の集団たとえば古代の住民では、タブー違反としてきびしく所罰されるが、われわれにはわれわれの観点がある。(日本刑法第一百条)

そこでわれわれは、それを解決せねばならないが、H・レビー・ブルール教授は次のとく答える、「法不滅の諸原則」*immortels principes de droit* は、一つの「わな」*leurre* であるから、現実的な精神だけがそれをみやぶることができる。しかし、法の永久性というものが、過去にも現在にもみいだされなかつたが、おそらく未来において、ある程度まで実現されるだろと期待しても何等差支えない。ともあれ、法律規定の常に変化する性格は、種々なる問題をひきおこすので次にそれを検討しよう。

(B) 法とその表現化 先ず第一に、法が動くとしても、その表現が依然として固定し、少くともその動きのリズムに従わぬいか、また逆に遅れることがしばしばおこり、ときには——そうしばしばではないが——法の動きより表現

の方が進みすぎる」ともおこる。そのうち最もしばしばおこるケースは、ある法規が、口頭もしくは文書で表現され、長年の間、世代より世代へ同じ用語で伝えられるために出来う。こうした規定は、それが、一定集合体もしくはその代表者たちから発生するという事実と関連し、相当な敬意を払うよう押しつけられ、従つてそれを変更する」とは一般に極めて困難である。しかし、やがてその表現がもはや十分でない一時期が来る。

その時からすでに、それを適用する任にある者——それは、通常、裁判官であろう——に対し、ときには劇的な光景を示めすところの、『良心にむづいた眞の判決』*véritable cas de conscience* を下すように強制される。その際裁判官といふのは、本職上、等しく命令的な次の二つの義務に服従せねばなる。

一、裁判をする、換言すれば、彼に任せられている訴訟に対し、最も公正と思われる解決をもたらなければならぬこと。

二、しかも同時に、自己の決定の基礎として用いなければならぬ法規の条項によって拘束される以上。何故なら、自己の個人的意見をすてゝ解釈し、集合体の名において判決を下さねばならないからだ。

自分に不正と思われる、もしくは多少不適当とみえる、ある法規に当面して、裁判官は何を為すべきか？

先きに提示しようと努めた」とく、もし法といふのが、いつも存在する」とも、従つて裁判官が判決を下すともに存在する「社会集団の意志の表明」である」とを納得するなり、「不完全にして硬化した法規」というよりも、むしろ生きた法の奴隸たる裁判官」は、自分のできるあらゆる手段によって、公正な解決の方へこの規定の意味を屈折し、もし必要なら、それに、ぬけめのない、ときには過度の解釈を施されねばならぬだらう。

そうはいうものの、次のことは避けえない義務である。裁判官は、法律規定に基づく」とを命ぜられる。法はそれを表明する法規と任意に切り離しえない。故にもし、法の社会的性格からして、その実際が、社会集団の諸志向に一致することを要するとすれば、その認識もまた、当然、各人の認識可能な範囲におかれねばならない。万人の安全がこれと引換えに保障されるからである。もちろん、法は、社会集団の作品があるので、その全成員が、多少おぼろげながらも、各状況でそうあらねばならぬ行動を意識しているはずである。こうした与件こそ、「何人も法律を知らないとはみなされない」という格言の基礎にあるものである。(尤も、この格言は、少くとも近代社会では、ときおり不当に適用された。)

ともかく、いやれにしても、裁判官に対し、自己の採決と既成法とをむすびつける義務を強制するといふことは、(1) その裁判が、一般的に、一定社会集団の諸志向(憧憬)に一致し、かつ、(2) それが(裁判)、どんじゅ同一基礎の上で行われるといふことが、人々が持つらる唯一の保証となる。(H. Lévy-Bruhl, op. cit. pp. 33-5.)

(c) 法と道徳との衝突問題 法と道徳とは、相互に極めて接近してゐるのと仲介地帯が存在しないほどである。かくして、法は、ローマ法以来、いわゆる「自然債務」*obligation naturelle* と、こう準制裁を伴うとの不完全な債務を認めた。即ち、それをすでに履行した債務者が、自の方で不當のものを支払つたのでその返戻しを要求すると主張しうるなら、債権者は、強制執行をかちとるために裁判所に訴えることが出来ないと、いう意味である。(公・民・一二三五) 道徳は、法が栄養をとる無限の貯蔵所であるので、それが精錬されてその要請がより命令的となるに従つて、その単なる義務が、法律的な債務に変化する。比較的稀ではあるけれども、その反対の進化にも出来う。法律

規定がちくじ退化して、法律的制裁を備えることをやめて、たゞ道徳的良心にまかせる場合がそうである。

他の点で、両者の密接な関係は、ある場合に種々なる紛争を生ぜしめる」ともある。とりわけ、ある規定が、たとえ法の領域で強制されても、道徳の名において、良心上、それに従いえないと考える共同態の諸成員によつて拒否されることが起る。例えば、ある軍人が、自己の宗教的もしくは哲学的な信念に反する行為を行うべしと命令された場合である。（良心の理由から兵役を拒否する兵隊、教会の財産目録を作成することを要求された役人など）

セハド、法律規定が道徳規定の前で譲歩せねばならぬが、それともその反対の解決が称揚さるべきが。法社会学者にとっては、何等の疑いを起さらない。

(1) 徒うべきは法律規定である。何故なら、それが現に実施されているかぎり、社会集団の意志を表明しているからである。(2) これに反し、道徳規定の方は、個人的意見、せいぜい社会の小部分の中に広がつてゐる意見の表明であるので、それが集団の同意を結集するまでは法律規定に従属させられねばならない。(3) たしかに、法律を批判しそれに反対の運動をおこしてその廃止に努力することが許されるにはちがいないが、廃止が実現されないかぎりそれに従わねばならぬ。

そこで、こゝではたゞ、次の二つの留保をするのが適當であろう。

(1) 立法体系が、全然、国民の全体によつて認められずに、暴力で強奪した強制力の結果であるために非合法である場合がある。かかる場合には、服従の義務は、重大な攻撃のまことになりうるし、またそうされねばならることは明瞭である。

H・レヴィ・ブルール教授は、この点に關し、一つはフランス憲法から、他はカトリック法学者たちの見解を次の「」とく援用している。（法社会学、三八頁）

(1) 「政府が人民の諸権利を侵害する場合には、それへの反抗 *insurrection* は、全人民及び人民のどの部分にとっても、最も神聖な権利であり、また絶対に必要不可欠な義務である」（一七九三・六・二四日の憲法・第三五条）。

(1) カトリック法学者たちは、もし、世俗法 *loi civile* ——神法 *droit divin* に対する——が、上級のものと判断された諸命令と衝突するかあり、それに対する不服従 *désobéissance* を正當なものとして認める傾向がある。（P. Coste-Floret, *Les problèmes fondamentaux du Droit*. Paris. Dalloz. 1946.)

あとがき 上來の所述によつて明らかになると、H・レヴィ・ブルール「法社会学」で貫してゐる思想は、法とは「社会集団の意志や志向の表明」であるといふのである。この考えは、「法源論」にも及び、「一般に法源として挙げるところのもの（法律、慣習、判例乃至学説）は、社会集団の意志と、う本源の態様に外ならず、学説の」といふ社会集団によつて採用されないかあり法律生活に影響を与えないとしている。また、「法進化論」でも、法の本源たる社会集団の意志に對して作用するすべてのもの（経済、政治、思想、宗教、道徳など）は、その法に對して間接に反響

するので、技術・経済に限らないとする。最後に「法統一論」にふれ、同一な法律規定がすべての人間を規定するに至るかという未来論では、「法の統一は、過去にも現在でも存在しなかつたが、少くとも、この統一の諸条件を提起することが可能だとし、」⁽¹⁾ と、法が社会集団の意志の表明であるから、この意志がどこども同じになるかぎりにおいて統一されうるとなし、その諸徵候を国際司法裁判所の存在、威光、道徳的権威及びその構成員たちの技術的諸能力を認め、また、一九四八、四ハヶ国によつて署名された「人権に関する世界宣言」を重要な与件とし、かつ、より技術的観点から、異つた諸法を互に接近せらるるように推進している潮流を指摘するのを忘れていいな。

最後に結論として、『人が、今、黒色、黄色の人種の大陸内で専心してゐる強度な「文化変容 acculturation' 異文化の接触による』の努力は、現在の壯觀な相違性をぬきにしてはあまり可能性がなかろう。なぜなら、それぞれの相違の重要性をかくすことが問題でありえないし、まだ、空想だと非難せられずに期待しうるような、しかも、未来の人類の共通法を構成するための堅固な支柱となるような、若干の基本原理の根本的な一致が、遺憾ながら未だ存在しないから、である』⁽¹⁾ と述べてゐる。

- (1) H. Lévy-Bruhl. *Sociologie du Droit.* 1967. p. 39 et s; p. 80 et s; p. 121 et s.
(付) 先述したとく、法が、流動的にたえずかわるとすれば、「慣習法」立つか、もひとと広意な解釈をしてお、ひとはの濫用ではない。なぜなら、慣行は、除々に新法を創造していいるからである。つまり、法律制度の生命力であるといへんと。従つて、それは、無限の適用範囲を持ち、法源の中の一つではなくて、むしろ唯一の法源だといつてもあながち誇張ではないということだ。要は、いわゆる慣習法を単に既成法としてなく、「生成法」としても考察すべきだといふこと。

(一九六九・一〇・完)